

令和7年10月19日執行

大口町長選挙用

選挙公報掲載申請について

大口町選挙管理委員会

1 掲載文の申請について

(1) 申請期限

- ・申請期限は、令和7年10月14日（火）午後5時までです。
- ・選挙公報掲載申請書（様式第1）、選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2）を立候補届のときに提出してください。

※事前審査の際に、選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2）を選挙管理委員会に提出されたときは、選挙公報掲載申請書（様式第1）のみを提出することとなります。

(2) 事前審査

- ・掲載文には一定の制約があります。枠内に原稿が収まっているかどうかの確認等も兼ねますので、事前審査を必ず受けてください。

※事前審査 令和7年10月7日（火） 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

この日付より前に事前審査を希望される場合は、選挙管理委員会事務局（総務部行政課内）までご相談ください。

- ・事前審査を完了したときは、印刷準備のため選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2）を預かります。選挙公報掲載申請書（様式第1）は返却します。立候補届のときに必ず提出してください。

※選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2）を事前審査で提出された場合であっても、立候補届のときに選挙公報掲載申請書（様式第1）の提出がない場合は、選挙公報には掲載されません。

2 掲載文原稿作成上の注意事項について

(1) 氏名を記載する欄

- ・候補者の氏名を縦書きで記載してください。
- ・通称の認定を受けるときは、その通称を記載してください。

※事前審査の段階で通称の認定が受けられる見込みであることを確認してください。

- ・年齢を掲載するときは、選挙期日における満年齢を記載してください。

(2) 使用できる写真、図等

- ・候補者の写真を計算する欄には、無帽、上半身、正面向きの白黒の写真（最近3か月以内に撮影したもの）を掲載することができます。
- ・写真の大きさは縦3 cm、横2. 5 cm としてください。
- ・写真の枠内には、文字等が入らないようにしてください。
- ・写真の背景によっては、印刷した時に不鮮明になる場合があります。無背景の写真をご用意ください。
- ・掲載文の欄には図、イラストレーションその他これらの類について記載することができます。ただし、これらの部分については、掲載文の欄の概ね2分の1以内としてください。
- ・使用する図等は候補者の責任において掲載し、著作権の侵害がないよう留意してください。
- ・掲載文は、白黒又はグレースケールとしてください。

(3) その他

- ・掲載内容は自由ですが、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、選挙公報としての品位を損なう事項を掲載しないでください。
- ・作成上の注意事項に違反した掲載文については、訂正をお願いする場合があります。
- ・書体の制限はありませんが、読みやすいよう配慮してください。また、小さな文字、網掛けの使用等については、不鮮明になる場合がありますので、十分配慮してください。
- ・選挙公報へ記事を掲載するか否かは立候補者の判断によりますが、有権者は、選挙公報に掲載されている候補者が当該選挙における立候補者全員と認識されることが多く見受けられる点にご留意ください。

(4) 電子データによる掲載文原稿の提出について

- ・ワード、エクセル、PDF等の一般的なファイル形式としてください。
- ・CD-R、DVD-R等の記録媒体に記録して提出してください。
- ・印刷した原稿を必ず提出してください。
- ・提出された掲載文原稿が読み取れない場合は、選挙公報への掲載のため、補正等の必要な指示をする場合があります。